



第十四卷 第四號

昭和四年十月發行

(通卷第五十六號)

研 究

一八六九年に於ける佛墮伊三國同盟の研究

大村 作 次 郎

序 説

佛墮提携問題

佛墮伊三國同盟問題

三國同盟交渉の失敗

結 尾

一 序 説

世界大戰後に於ける祕密外交文書の盛んなる公表が、近世國際外交史の研究に全く新たな生命

と刺戟を與へた事は、周知せらるゝ處である。普佛戰役の原因問題の如きも、大戰原因論と相關連して特に獨佛兩國の史家の間に新たに激しく論争され、佛國外務省の文書集たる *Les origines diplomatiques de la Guerre de 1870*. 及び墮普南獨諸國の公文書を發表せし *H. Oncken, Die Rheinpolitik Kaiser Napoleons III. von 1863 bis 1870 und der Ursprung des Krieges von 1870/71*. は、各々頗

る傾向的なりとは云へ、此問題に關して史學界に提供されし最も貴重なる文獻である。されば現在に於て、獨逸帝國統一外交史なる題目は、ジーベルの名著其他を既に過去の産物として、見捨て去り、全く新たに書き直さるべき必要がある。

普佛戰役勃發の前年一八六九年に佛墺伊の間に三國同盟が殆んど將に成立せんとした事實は、從來漠然と推察さるゝに過ぎざりしが、今や文書の公表に依つて大に明かにさるゝに至つた。此三國同盟問題は、普佛戰役前年に於けるデリケートなる國際關係の諒解に於て、將又該戰役原因論の重大なる要素として吾人の興味を大に惹くものがある。

筆者は手許に上述の佛國文書集を有せざる故、オンケンの敘述と文書及び大戰後開放されし墺國文書館の公文書に據り A. Stern, Geschichte Europas Bd. X. を参照して、此問題を研究せんとする。

元來、此同盟交渉はバリーに於て頗る嚴重なる秘

密の中に行はれ、佛國の文書にはさほど重大なる證據を残す事無かりしと云はるゝが故に、墺國使節と本國宰相との間の交換文書が最も重要且信頼すべき史料となる。此文書は殆んど全部佛文にて書かれ、オンケンには可なり選擇的に収録されて居るやうである。佛伊間の交渉に關しては未だ充分に明かならず、伊太利の文書が將來發表されん事を切望する。

二 佛墺提携問題

六六年の普墺戰役に於てナポレオン三世の外交は全く失敗に歸した。墺國の勝利を前提とせし六月十二日の墺國との密約は、プロシア（以下普國と略す）の大勝に因つて全く無効となり、戰役終末期に於ける普國との外交戰に於ても佛國より出せし三度の賠償要求は全く拒絶され、加之淺慮なる駐普佛國大使 Benedetti はルクセムブルグ、ベルギイの獲得を目的とせる普佛同盟の草案をビスマ

ルクの手に残し、彼をして後に普佛戰役勃發の際該條約の公表に依つてナポレオンのライン野心の證據を示す材料とせしめたのであつた。

翌年のルクセムブルグ問題（六七年五月のロンドン會議に於て解決）に於ても、帝の外交は普國に依つて敗られた。されば帝としては、下り坂にある佛國の外交的地位を高め、延いては將來普國と事ある場合の後援として同盟を求むる必要に迫られた。斯かる必要を滿すべきものは、先に普國の爲に敗られし墺國、佛國と淺からぬ關係にある伊太利とを措いて他に無かつた。

佛墺伊三國同盟の問題の先驅として、先づ佛墺二國の交渉を見る必要がある。

佛國の墺國に接近せんとする試みは、既にルクセムブルグ問題中に再び始つた。駐佛墺國大使 Meternich がナポレオン帝及び皇后より聞得し處に依れば、四月十三日より二十日まで在りし駐

墺佛國大使 Gramont が何等か異常なる問題を多數携へて歸任せし事が明かであつた。而かも墺國接近策の先鋒なる皇后はメツテルニヒに、若し戰起らば墺國が佛國との同盟に依つて利益を受くべき點を聲明すべき事を求めしが、大使は慎重に構へ佛國が墺國に提供すべきものを知るに非ざれば答ふるを得ずとした。

キーンに歸任せし佛國大使グラモンが四月二十三日墺國宰相 Bone となした二度の會談は、佛墺同盟交渉の第一段階を作る。大使は墺國との攻守同盟を提議し、是に依れば、兩國は其戰爭の目的を達せざる迄は戰爭を中止せざる事を約し、佛國はライン左岸の地を、墺國はシレジアを得、且つ南獨を墺國の主宰の下に一聯邦を作るか或は適當なる併合を行ひ得、但し佛國はバーデン大公國の運命に利害を有するものとして之を保留すべきであつた。斯かる佛國の提議にボイストは反對

して、一千萬の獨逸人を臣下に有し給へるヨゼフ帝は、明白に獨逸を犠牲にして佛國の領土擴張を目的とせるが如き同盟を締結し給ひ得ず、單に東方の紛争に關して普國が露國の同盟と成り得るが如き時にのみ、奥國と同盟せる佛國の獨逸に於ける何等かの擴大が許さるべきなりとした。グラモンが更に、然らば佛國は露或は普と提携して奥國の不利を齎し得べしとの、稍威嚇的なる言辞を述べしが、ポイストは依然其反對的態度を持したのである(四月二十七日附ポイストよりメツテルニヒに宛てし書)。オンケンが、此佛國の同盟提議を以て、全然ナポレオンのライン野心、獨逸に對する干涉の再表現なりとし、此二個の傾向こそ *die Signatur der folgenden Jahre* なりと見るは、餘りに偏見ではあるまいか。

佛奥同盟問題の第二段階は、六七年八月に於ける佛奥兩帝の *Salzburg* の會見である。(奥國の史家

E. von Wertheimer の重要なる論文 Franz Josef I. und Napoleon III. in Salzburg nach ungedruckten Akten. Österreichische Rundschau 1920 LXII. を筆者は見ず)。最初奥帝はパリの世界博覽會の開催中に佛國訪問を行はせらるゝ筈なりしが、六月半ばメキシコに於ける奥皇弟マキシミアン大公の悲惨なる死に因つて此旅行は中止された。併し佛帝より奥帝弔慰の爲に訪問する事となり、斯くて八月十八日より二十三日に亘るザルツブルグの會見が行はるゝに至つた。これ實に *Villafraanca* 以來の兩帝の會見である。佛帝は此旅行に政治的色彩の加はらん事を避けて一人の閣僚をも伴はざりしが、駐奥大使グラモン、奥國よりはポイスト、奥國首相代理 *Traase*、ハンガリー首相 *Andrassy* が此會合に列せし事は、以て政治的意義の如何に重大なるかを示すものであつた。此會合の内容に關しては、現在の史料に於ては未だ充分に明かでない。

(オンケンには五百十號として五文書を載せて居る)。オンケンは此會合に於ても依然ナポレオンのライン野心の活動を力説し、グラモンの起草に係るとさるゝ一八一四年の國境を目的とする攻撃的なる佛墺同盟草案を載せて、以て其論據とし、それが拒絶さるゝに及んで止むなく平和的計畫に同意するに至りしものとして居るが、ステルンは此時の佛帝の行動を「探り」の程度に見て居る。兎に角獨逸及び東方の二問題が大に論せられ、佛國は前者に墺國は後者に重きを置かんとする傾向の有りし事は疑を容れない。此の會見の結果を要約せしボイストの覺書に依れば(オンケンのB文書、兩國は時事問題に關して完全に一致し (une entente parfaite et cordiale)、獨逸問題に關しては普國を

威嚇し或は獨逸國民精神を刺戟するが如き事を凡て避けてブラーグ條約を維持すべきものとなし、東方問題に關しては現狀維持を原則とせるもの

で、兎に角此會見に依つて、佛墺間に何等成文協定成立せざりしとは云へ充分なる協和に達せし事は重要な點である。ボイストは此結果を以て大に満足し、ガスタインよりメッテルニヒに打電して、*„Mit Salzburg sehr zufrieden, volles Einverständnis in allen Fragen nur in friedlichem Sinn.“*と。十月墺帝の一行がバリを訪問して二十三日より十一月二日まで滞在せし事は、兩國間の親善を更に強むるものであつた。

佛墺同盟問題の第三段階は、六八年七月に於ける佛帝の墺國同盟提議、及び之に對するボイストの軍備縮少案である。

上述の六七年秋に於けるパリ滞在以來ボイストは、ザルツブルグに於て結ばれし佛國との協和を更に緊密にせん事を望んだ。彼は六八年一月其國のサクソニア人なる老練なる外交官 *Vitzthum von Eckstädt* をメッテルニヒの援助に密使として

パリに派遣した。兩人は差當り、露國の東方侵略に對して佛墺英の協同を計り、延いては普國の孤立を計らんとした。併し佛外相 *Moussier* は、平和攪亂の意を疑はるゝが如き凡ゆる行動に反對なりとした。併し佛國に於て墺國との關係を緊密にするを欲せないのでは決してなかつた。佛帝は四月

七日墺國大使と會談し、南獨が自ら普國の懷に走り、或は普國が自らプラウグ條約を破棄し、或は又ドナウ諸公國が獨立を宣するが如き場合、墺國は如何に爲さんとするかを尋ね、墺國は常に佛國の援助を期し得べしとした (“L'Autriche pourra toujours et entièrement compter sur notre appui lorsqu'elle le trouvera utile”) (四月九日附メッテルニヒよりポイストに宛てし書)。之に對してポイストは墺帝の名に於て頗る満足の意を表した。次いで墺皇后エリザベスの *Ofta* に於ける御出産は、兩皇帝に個人的意見交換の機を與へ、政治問題に

關して兩帝の意見更に強く一致するを見るに至つた。間もなく反普的を以て有名なるギツツムは駐白公使に任命され、彼は私かにパリに來つて墺帝の書簡を捧呈した。帝は彼を大に歡迎し、墺國の財政状態、普墺の關係及び獨逸に於ける精神状態等を尋ねた。斯くて正式の同盟問題が提議さるゝ迄尙は數週間を要した。

ナポレオン帝は既に七月初めメッテルニヒとの會談に於て此問題に觸れ、兩帝國は其力を結合し、例へば墺國を南獨聯邦の頭主として獨逸に於ける其有力なる地位を回復し得る事を述べ、更に未だ墺國と明確に規定せられし目的を有せる協商 (*entente ayant un but déterminé*) を有するに至らざるは遺憾とする處なりとした (七月三日附メッテルニヒよりポイストに宛てし書)。然るに七月二十日に至り佛帝は墺大使に正式の同盟提議を出した。是に依れば、共通にして且つ確定されし目

的を有する「能動的同盟」 (*alliance active dans un but commun et determine*) を締結せんを欲するも、若し不可能なれば歐洲の現状確認の爲の歐洲會議

を目的とせる「受動的同盟」 (*alliance passive*) を塙國と結ばん事を希望した (七月二十日附メツテルニヒよりボイストに宛てし書)。ボイストは此「能動的同盟」を以て、寧ろ獨逸に於ける塙國に對する凡ゆる同情を失はしめ、塙國が佛國と結合して獨逸を脅かさんとするが如きは却つて獨逸の輿論をして親普的たらしむるものなりとして之を排斥し、第三の「受動的同盟」を以て有利なりとしたが、普國及び獨逸の輿論は歐洲保證に依る現状維持の計畫に寧ろ反對なるが故に、一般的軍備縮少案を以て最良策なりとした (七月末ヨゼフ帝に奉らるべきボイストの覺書)。オンケン はボイストの此軍縮案を以て、佛帝が政治的、軍事的に求めし獨逸に於ける普國の勢力失墜を外交的手段に依つて得

んとせしものなりと解し eines der ersten Beispiele für die indirekten Methoden der diplomatischen Offensive. なりとして居る。

佛帝としては自己の提案が全く拒絶されし事を失望せしが、兎に角ボイストの軍縮案に對しては保留的態度を取り、其間國務卿 (Ministre d'Etat) Rouher をして根本的なる調査を行はしめた。九月十四日帝は Chateaux より歸つてメツテルニヒと會談せしが、帝はボイストの案が二個の點に於て反對さるべき事を指摘した。第一に、普國は一般兵役義務に於て佛國の國防法と其組織を異にするが故に、平時の兵力を平均に縮少することも豫期の目的を達し得ず、故に普國の國防法を改革せしむる事が必要なり、第二に、若し帝にして一度び軍縮案を提議せんか一般より言質を取られし事となり、全く其行動を束縛さるゝに至るべきなりとした (九月十四日附メツテルニヒよりボイストに宛てし書)。併し

ポイストは佛帝の反對に屈せず、更に帝に、歐洲諸國民に軍縮の理想を告ぐべき宣言を發せん事を求めた。此間佛國務卿ルーエルは、永久的ならずして十年を期限とせる休戦案を提議し、此期間中佛普兩國は其平時兵力を二十五萬以下に留め、且つ豫備兵の兵役義務を廢し、若し普國にして其後備兵 (Landwehr) を召集せざれば佛國も其遊動隊 (Garde nationale mobile) を召集せざるべく、露伊墺三國も此協定に参加せしむるべきものとした、(九月二十四日ギッツムよりポイスト宛てし書) 而してルーエルの考へに依れば、普國にして此提案を拒絕せば墺國其爲さんとする處を佛帝に告ぐべきものとした。オンケンは、此ルーエルの計畫を以て Scheinpaazifische Angriffspolitik. の動機を其根柢に有するものにて、ポイストの軍縮提案を「能動的同盟」の意味に變形し、獨逸をして其統一を斷念するか戦を爲すかの二者何れかを選ばしむ

るものなりとするは、餘りに極端なる意見ではあるまいか。併し兎に角ナポレオン帝が普國の軍力に不安を感じ、墺國と提携して出來得る限り之を縮少せしめんと望みし事は明かである。而して其計畫が佛國の軍力をも共に縮少せしむる以上、佛帝は此問題に於て寧ろ普佛の衝突を未然に防がんとこの平和的意圖を有せしものとの、オンケンと全く正反對なる意見も樹て得る譯である。

以上の佛國の軍縮計畫は墺國の容るゝ處と成らず、佛帝がビアリッツより歸るや、問題は停頓した。而かも十月十二日、間もなく英國外相と成るべき Lord Clarendon がパリに來りし時帝は上記の軍縮案に關して述ぶるや、卿はこれ寧ろ戦を避け難くするものなりとして之に反對せし故、帝は之を機として軍縮問題より手を引くに至つた。

以上ルクセムブルグ問題以後に於けるナポレオン帝の三度の墺國同盟提議を通覽する時、普墺戰役

後の普國の獨逸に於ける強大なる勢力に對抗せんが爲に塙國と結ばんとする帝の希望の頗る強かりし事を認め得る。併し其希望が、オンケンの方説するが如くライン野心或は獨逸干涉なる攻撃的動機に基くものか、佛國史家の説くが如く普國の壓迫に對する不安より受動的に塙國と結ばんとするに至りしものと解するか、頗る明かならざるものがある。

三 佛塙伊三國同盟問題

上述の軍縮問題が失敗に歸するや、ボイストに於ては東方に於ける兩國の利害共通なる點に根據を置ける佛國との協定を得んとし、十一月六日附のメツテルニヒ宛の長文祕書に於て、佛帝が其眼をラインよりもドナウに向け給ふべきやう申すべしと命じた。若し獨逸問題に關してラインに於て戦起らば、恐らく獨逸の國民感情は激し、塙佛の協同は頗る困難なるべし (*notre concours de prime*

abord devenait sinon impossible, du moins fort difficile) 反之ルーマニアに關して露國と争ひ普國が露國を援助せば、普國は獨逸に於ける同情を失ふ故、塙國は佛國と結んで普國と戦ひ得べしとなし、更に伊太利との關係を論じて、佛帝が伊太利を輕視するは不可にして、普露兩國に於ても伊太利を引附けんとする試みの有る以上、吾人としても此國の懷柔に力むべきなりとした。斯くてメツテルニヒは此ボイストの意見を十一月末長文の私的覺書として佛帝に奉り、其結論として兩帝國間に於ける意見交換の繼續、條件付き軍縮問題の討究、東方問題を中心とし、伊太利の態度を確保すべき諸點を擧げた(無日附 *Projet de mémoire à soumettre à l'Empereur Napoleon*)。

斯くて十二月一日より祕密豫備交渉の開始となり、メツテルニヒは一個の私人として佛帝と交渉を行ふ事と成つた。此交渉が如何に嚴重なる祕密

の中に行はれしかは、佛國側に於て帝以外にルーエルと新外相 *La Valette* のみ之に關係し、駐埃大佛グラモンすら之に與らざりし事に依つて明かである。

上述の埃國大使の奉りし覺書に對するナポレオン帝の態度は、十二月二日附の同大使よりボイストに宛てし書に明かである。帝は軍縮問題に關する以外の埃國主張を容れ、東方問題 (*la base orientale*) を以て佛埃協商の出發點とすべき事に同意し、加之若し埃露の東方紛争に於て普國が露國に味方せば、佛國は埃國を助けて東方に二十萬、ラインに四十萬の兵を送らば如何とし、伊太利に關しては佛國より交渉すべき機未だ來らずとした。要するに埃國大使に依れば、兩國の態度は次の二點に歸着すべきであつた。第一、佛國或は普國の自發行爲に因つて起りしラインの紛争の場合、露國が動くに非れば、埃國は該戰に参加せず。第二、埃國或は

他の凡ゆる自發行爲に基ける東方の危機の場合、普國が之に参加するに非れば、佛國は戰に加らず、然るに深慮なるボイストは佛帝の意見が可なり軍事的なるを不可とし、十二月九日附のメッテルニヒ宛の祕書に於て、埃國が獨逸問題に關係すべからざる事を更に力説し、東方問題に關しても埃は決して好戰的なる意志を有するものに非ず、埃國が佛國に望む處のものは單に *action diplomatique* に過ぎずとなし、埃國大使が佛帝の軍事的傾向に引づらるゝ事無きやう注意した。同日のヨゼフ帝のボイスト宛の書を見れば、佛帝の主張の可なり主戰的なりし事を知る。Sehr einverstanden mit dem Briefe an Metternich, (上述の九日附のボイストの祕書) der ihm hoffentlich von seinen gefährlichen Irrungen und seiner zu grossen Nachgiebigkeit gegenüber Napoleonischen Tendenzen in die richtige Bahn zurückführen wird 一方佛帝に於ては、埃國

が餘りに東方問題に固執して獨逸問題を輕視せる事に不滿を抱き居りしは、十二月十七日のメツテルニヒよりボイストに宛てし書に見ゆる處にして同日ルーエルは奥國大使と會談して既述の十一月末に於ける大使の覺書に對して意見を述ぶる處有りしが、十二月三十日のルーエルの頗る長文なる *Memorandum* に於て佛國の立場が正式に答へられた。一八六六年以後奥國の地位及び外交は大なる變化を受け、佛奥兩國間の不和の種は全く消滅して其協調は望ましきものと成れり、而して奥國が佛國との協商の基礎を東方問題に置かんとするは右の事情よりして當然なり、されど普國が之に加るに非れば佛國は *non solus* を取り得ず、而して伊太利をも佛奥協商に引入るゝ事は必要たるべしと論じた後ルーエルは最後に、若し普國にしてブラーグ條約を被棄して獨逸に於ける優越的地位を得んとするが如き場合に於ても、吾人として抵抗も抗議も

爲すべからざるか、將又吾等兩國は之に對して同時に抗議すべきか、奥國はブラーグ條約の調印國として發議すべきか、或は反對に佛國が仲介者として抗議すべきか、外交的抗議は軍事行動に依つて支持さるべきか、又獨逸との戰の可能なる時如何なる協定を爲すべきか、等の質問を擧げて奥國を可及的獨逸問題に引入れんと努力したのである。之に對してボイストは、勿論斯かるブラーグ條約被棄の場合には奥國として佛國の主張に従ふを辭せざるものなれども、佛國としては決して普國との戰を豫想すべからずとして、何處迄も平和的傾向を持した(一八九九年二月三日附ボイストの *Memorandum*)。

以上の諸交渉に於て吾人は、ボイストが東方問題に主點を置き、而かも可及的平和的なる主張を持せるに反し、佛帝は獨逸問題に中心を置かんとし、其主張には可なり軍事的傾向を有せる事を明かに認め得る。併し佛帝の此軍事的傾向が攻撃的

なるか防禦的なるかは、既述せし如く議論の區々たる點である。

其後佛帝、ルーエル、外相ラ・ヴレットとメッテルニヒとの間に、條約案に關して可なり激論が行はれしが、先づ大體次の諸點に於て意見の一致を見るに至つた（二月十九日附ヰツムよりボイストに宛てし書）。第一、同盟の動機は世界平和の保持にあり、第二、墺國にして若し獨逸にて攻撃され或は一般に墺普間の戦を見るに至る場合、佛國は全兵力を以て墺國を援助す、第三、普佛戦の場合墺國は監視隊（Observationskorps）を配置するに止り、露國が普國に味方する時始めて之に參加す、第四、東方に於ける墺露戦の場合、普國が露國に味方せざる限り佛國は中立を維持し、其東國境に監視隊を置くに止まる。第五、獨逸に於ける戦に於て墺佛兩國或は佛一國が之に關係する時、獨逸に於ける同勢力の諸國より成る一聯邦の建設に依り

て、永續的平和の基礎が作らるゝ迄は戦を中止せざるものとす、第六、凡ゆる領土變更及び代償は協同にて規定さるべし、第七、伊太利を同盟に參加せしむべく、豫め確定されし基礎の下に佛國は此交渉を行ふべし。

此處に少し話を戻して、伊太利との關係を見る必要が有るが、オンケンの文書には殆んど之を收めず、又事實僅少なるが如くである。

六六年十月三日の墺伊キーン講和條約成立後に於て、伊太利國王 Viktor Emmanuel が其敵國たる墺國に對して左程惡感情を有せられざりし事は、フロレンス駐在墺國公使に向ひ、朕が墺國と戦ひしは伊太利統一完成の爲にして、決して、墺帝の敵たりしものに非ず、朕は五十萬の兵を墺帝に委さん、若し墺帝にして同盟を求め給はゞ朕は之に應せん、と述べられし事に依つて明かである。殊に王としては、普國が六六年の戦に於て斯のニコルス

ブルグ豫備條約の成立後、伊太利を困難なる状態に陥らしめし事に、大なる不満を抱かれた。皇儲 Umberto 親王と埃國の Albrecht 大公の女 Mathilde 内親王との結婚の計畫すら有り、内親王が恐しき火傷にて薨去せられし後、此計畫は無に歸せしが、埃伊兩君主の親密關係は決して之を以て害されず、ウムベルト親王と Margherita 内親王との結婚式を機として、眞摯なる親書の意見交換が行はれた。其後六八年の末頃ハンガリイ人にして伊太利の師團長なる J. 將軍が、埃伊交渉の仲介者としてフロレンスに至りしが、エマヌエル王は同將軍に「凡ては平和の維持を指示せり。されど重大なる紛争起らば朕は貴帝に對する朕の好意を行爲を以て實證せん事を欲す」と述べ給ひしと云ふ。同將軍は更にバリに赴き、佛帝をして伊太利の同盟加入に賛せしめた。

然るに、事實ナポレオン帝自らも以前よりエマ

ヌエル王と同盟締結に關して意見の交換を行ひ給ひ、之に關しては伊太利、首相 Menabrea、駐佛公使 Nigra 及び駐佛公使館附陸軍武官 Vimercati が與り知れるのみであつた。此佛伊交渉に關しては史料充分ならず、オンケンも此空隙が伊太利文書に依つて満足されん事を望んで居る。兎に角既述せし佛埃の交渉の外に佛伊の交渉が可なり進行し居りし事は明かで、埃國大使が之を不安の眼を以て推知し居りしは二月十九日附のポイスト宛の書に見ゆる處である。

ルノエル及びラ・ブレットに於ても、二國同盟を三國同盟に擴張せん事を有利なりとして居た。併し伊太利を加盟せしむべき條約形式に關して、佛埃間に議論が生じた。即ち、埃大使は先づ佛埃に於て條約を結び次いで佛國政府は伊太利と交渉して其加盟を得るに力むべきなりと主張せるに對し佛外相ラ・ブレットはこれ伊太利をして既成事實

の前に立たしむるものにして、伊國王の名譽心を害するものなれば、三國何等の立場に於て條約を締結し三國君主の御署名を同時に受くべきなりと主張した。佛國外相の主張のより公平なるは言を俟たない。此間の消息は三月一日附の佛國のZooに明かであつて、佛埃伊三國同時締結を主張せる佛國の第一條約草案が出され、次に佛埃二國條約案を主張せるメツテルニヒの第二草案が提出され更に再び三國條約案を要求せる佛國の第三草案が出され、結局最後の第四條約草案に於て決定を見るに至り、佛國の主張が勝利を占めた。

先づ本條約の序言に於て、佛埃伊三國君主の歐洲平和の維持に對する希望が述べられ、次いで、三君主は今後凡ゆる歐洲の外交問題に關しては協同政策を取り(第一條)、各自の領土保全を規せる攻守同盟を締結し(第二條)、若し戦起らば各自武

力援助を爲すべく(第三條)、豫め協同一致を見るに非れば代償或は領土變更の問題に關して他強國と交渉せざるものとした(第四條)。次に附加協約(Convention annexée)に關しては重大なる疑問がある。即ちステルンの著は附録として上述の本條約原文を掲げ、これはオンケン所載の條約文と全く同一で問題は無いが、附加協約の原文は無く之を敘述に譲つて居り、其敘述がオンケン所載の協約原文と大に相違するのである。今オンケンの文書に依れば、佛埃兩國は豫め伊政府より佛政府に通告さるべき基礎に因る暫定條約(Modus vivendi)をローマ法皇廳をして承認せしむる事に努力すべし(第一條)、佛埃は公教議會(Concile oecuménique)及びピウス九世の後任者の選舉に關して取るべき態度に就きて伊太利を協調す(第二條)、戦起らば伊太利は大約二十萬の兵を供す(第三條)、伊太利の軍費は豫め佛埃より貸與さる(第四條)、三

國は全く同等の地位に在るものとして、戰爭其他の協同問題を行ひ、戰爭勃發の際三國は取るべき適當なる手段に關して協定すべく、佛境は今後其軍力を各自の領土保護に用ふべく、國境の安全が保證さるゝに非れば其地歩を放棄せざるものとする(第五條)、戰にして同盟の勝利に歸さば奥國は伊太利に伊太利部 Tyrol (ステルンロは Trient Roveredo となり)を譲り、兩國境を次の如く規定す……………、此割讓の代償として奥國は伊太利以外の地に於て賠償を得(第六條)、伊太利はチュニスに商業港を建設し得(第七條)、三國は瑞西の中立尊重を約するも、若し瑞西自ら中立を破らば、伊太利は勝利の場合 Tessin 州を併合し得(第八條)。以上がオンケン所載の協約原文の内容なるが、ステルンの著には尙ほ重大なる條項を述べて居る。即ち、佛國は普國の奥國攻撃の場合其全兵力を以て奥國を援助すべく、奥露戰の場合には

佛國はラインに監視隊を置くに止まり、普國にして露國に味方する時始めて參戰すべし、之と反對に普佛戰の場合には奥國はポヘミアに監視隊を置くに止まり、露國にして普國を援助する時始めて之に參戰すべし、獨逸の戰に於ては出來得る限り同等なる勢力を有する諸國より成る新聯邦の成立に依りて永續的平和の基礎が作らるべきなり、又佛國は其犠牲に應じて其範圍を整ふる權利を有すべし、の諸條件が述べられて居る。奥國公文書に據りしステルンの著に敘述されし以上の重要な諸項が、何故オンケン所載の原文に存在せざるか。併し右の諸項が、先に述べしオンケン所載の三個の條約草案中に於て種々異なる字句の下に規定され居る處より見て、或はステルンの誤解かとも思はるゝが、兎に角此點筆者の疑問とする處である。

非ツツムが以上の條約案を携へてキーンに歸る

や、奧帝は恰もクロアチア、ダルマチア方面の旅
行に赴かれし後なれば、ボイストは彼をしてOttom
ン帝を追はしめた。而してボイスト自らも數日後
Agramに於て帝に謁し、更にアンドラッシーとも
會談せしが、此地に於ては條約案を充分に審査す
る暇無かつた。兎に角ボイストとしては、アンドラ
ッシーを自己の政策に賛せしめんと力めしが、ハ
ンガリイ首相は、普露兩國の協同に依つて奥匈國
の脅かさるゝ時始めて佛國と同盟を結び得べき
も、所謂平和意圖の假面の下に佛國と結んで獨逸
に於ける普國の覇權を阻止せんとするが如き政策
には斷じて反對するものなりとして、奥匈國外交
の方向を只管東方問題に轉すべき運命を鋭く力説
した。此點將來の歐洲國際外交に重大なる意義を
有すべきものにして、ボイスト自らも可及的獨逸
問題を避けて東方問題に佛國との提携の中心を置
かんと力めし事は既述の佛奧交渉に於ける彼の態

度に於て明かであるが、此ボイストの態度たるや
單に奥匈國內に於ける獨逸人特にハンガリイ人に
對する深き顧慮より出でしものにて、サクソニア
人たるボイスト自らの衷心より出でしものに非ざ
るは明かにて、彼自らとしては寧ろ挑發的ならざ
る外交手段に依つて陰に獨逸政策を行はんと欲せ
しならん、併しアンドラッシーはこれと全然異なる。
獨逸問題に毫末の利害だに有せざるハンガリイの
首相として彼が上述の如き主張を爲せるは當然に
して、彼が七一年十一月奥匈國宰相と成りし後、
奥匈國の外交は全くバルカン中心と成り、其結果
親獨的傾向を有するに至り、彼の在職が如何にビ
スマルクの奥匈外交を容易ならしめしかは周知の
事である。

上述の佛國の條約案は其後キーン政府に於て審
議され、其態度は三月十八日附の Note explicative
に明かとされた。即ち、奥匈國は佛國案に大體に於

て同意するも、奥國には平和の維持が最も必要にして (La Monarchie austrohongroise a besoin du maintien de la paix; toute velléité d'ambition ou de rancuni est étrangère à son Gouvernement.)、且つ

普國に對する攻撃的同盟の性質を有すべからずとなし (Il est indispensable, dans ce but, d'éviter soigneusement ont ce qui pourrait donner à l'alliance des trois Souverains le caractère d'une coalition offensive contre la Prusse.)、同盟をして斯く斯くの特種問題に關するものたらしめず、歐洲に關する凡ゆる重大問題に關するものたらしめ、且つ奥露戰役の場合に於ける佛國の中立、普佛戰役に於ける奥國の中立を規すべく、最後に伊太利へのトレンチン割讓問題を單に兩國協同にて行ふ國境修正たらしめ、之を祕密議定書に於て規定すべく、

更に三國君主の御署名の外に各國大臣の副署を必要なりとし、附加協約は之を佛奥、佛奥と伊、佛

伊の三協約の形式たらしめん事を要求した (奥國の修正に係る本條約及び佛奥特別協約第一條の爲め議定書はオンケンに採録さるゝが、他の所謂三協約文は存在せずとオンケンは云ふ)。

之に對して佛國は、協約を三個にする事以外は大體に於て奥國の要求を容れしも、普佛戰役の際の奥國の中立に對しては、これ「攻守同盟の語を用いたる一般條約と矛盾するが如く見ゆる重大なる不都合を有す」として反對した (無日附、恐らく三月末の佛政府の Note)。

然るにポイストは之に答へて、是迄の諸交渉に於て最初より相互の一致を見たる筈なりし問題を「中立」の語を條約に挿入する事に依つて明確にせんとする事が、何故佛國の反對を買ふべきかと論じて一矢を報ひし後、よしや奥國として中立を宣言するごも時態に依りて佛國に充分なる援助を爲し得べし (Nous aussi savons très bien que du moment

ou nous devons placer une armée d'observation sur nos frontières par suite d'un conflit entre la France et la Prusse, nous pouvons être bientôt entraînés par la force des choses à sortir de cette neutralité proclamée avec tout de soin.) と述べて、埃國の佛國に對する好意を諷し、同時に彼は本條約、特別協約及び佛埃に關するものと伊太利に關するものとの二議定書の草案を送附し、之が調印の爲の全權をメツテルニヒに附與した(四月十日附ポイストよりメツテルニヒ宛の書)。

斯くてバリに於ては四月十七日より二十二日に互りラ・プレット、ルーエル、メツテルニヒ、ギツムの間に激しき論争行はれ、佛外相は普佛戰の際の埃國の中立宣言に何處迄も反對せしが、ルーエルは寧ろ埃國委員側の意見に賛し、妥協案として埃露戰の場合に佛伊兩國が中立すべきか否かを協同に決定し得べしとの條項を提議した。第二の

争點は、埃國にして其中立を宣するならば其軍隊を戰時編成に置くべしとの佛國側の要求にして、ポイストはこれ中立宣言に反するものにて、議會の承認無くば其費用無く、且つ露國をして直ちに之に倣はしめんとして反對した。次に伊太利に關しては、トレンチン及びロゼドを以て満足するか否か不明なる故、埃國委員は佛國がニースを伊太利に還附すべき事を求め、且つ伊太利は戰の場合佛國より戰費を前借し得る事とした。而して議會開催中の伊太利より大臣の副署を得る事の殆んど不可能なるは明かなる故、條約形式に關して種々の便法が論せられし如くである。斯くて雙方論議の後、四月二十二日附のメツテルニヒよりポイスト宛の書に於て、修正されし特別協約及び三國議定書が送附された。(本條約は既述の三月一日附のものゝ殆んど同様なり)。

斯くてポイストは、此新協定草案を審査して、

再び新たな草案を作り、四月二十五日附の埃帝へ奉りし書に於て、新舊兩案を比較した（オンケン新舊比較の儘掲載さる）。

其後も尙ほ伊太利に關する條項に就て決定せざる點存せしが、漸く五月十日に至りて新三國同盟條約案が作られ、伊太利のヰメルカチが國王の調印を得る爲にフロレンスに出發せんとせる事を、メッテルニヒは十五日附にてポイストに打電するに至つた。

以上長き紆餘曲折を経て成立せし佛埃伊三國同盟條約案の内容は略々次の如きものである。

本條約、第一條、三國君主は平和、同盟、友誼の條約を締結す、第二條、三君主は今後歐洲の外交問題に協同政策を取る、第三條、相互に相戦はざる事を約す、第四條、各自の領土保全を相互に保證す、第五條、若し歐洲に戰の徵候起らば、攻守同盟を結ぶべく、其條件は其時協定さるべし、

第六條、三君主は他國と條約を結ぶ事無く、豫め協定するに非れば戰の結果として賠償或は領土變更の凡ゆる問題を規すべからず、三君主の調印及び三國大臣の副署を要す。

三國議定書、第一條、三君主は全く平等の地位に在るものとして、戰起らば其防禦の協同一致に最も適當なる手段を取るべし、第二條、伊太利は佛埃の何れかゞ攻撃さるゝ時二十萬の兵を供すべし、第三條、埃普相戦は、佛伊兩國は直ちに其全兵力を舉げて埃國を援助すべし、第四條、佛埃は公教議會及びピウス九世の後任選舉に關して取るべき行動に就きて伊太利と了解すべき事を約す、第五條、伊太利はチュニスに商業港を建て得、第六條、三君主は瑞西の中立を尊重するも、若し瑞西自ら之を破らば、伊太利は其戰勝の際 *Usses* 州を併合す、第七條、伊太利が參加せし戰に埃國が勝利を得ば、埃國は南チロルの國境の修正を約

し、更に伊太利にトレント、ロゼンドを興ふべきを約す、墺國は伊太利以外に於て其賠償を得るものとす、第八條、同盟軍の戦勝に歸さば、佛國はニース方面の伊太利との國境修正を約す、第九條戦の場合佛國は伊太利に講和締結迄必要なる軍費を前貸す、第十條、墺國が戦を始むる前に必要とする借款成立に佛國は全力を盡して之を容易ならしむ。(條約原文はオンケン、ステルンの兩著に載せらる)。

以上の條約を通覽するに、先づ三月一日の條約案の「攻守同盟」なる字句が、「平和、同盟、友誼の條約」と變へられし事が注目し値する。即ち可及的外交同盟ならしめんとせしポイストの要求が此點に於て滿されし譯である。次に三國の利害を見るに、佛國の利する處少く、墺伊の益する處大なるに驚く。先づ墺國が普國との戦に於て佛伊兩國の武力援助を受けながら、之に代る義務無きは其益

する處甚大にして、佛國が獨逸問題に關して何等規定する處を得ざりしは、佛帝外交の拙劣か、或は帝の平和的意圖に基くものか。交渉の經過を見れば前者に手が擧がるやうである。次に伊太利は二十萬の兵を提供する代償として、南チロルの國境修正及びトレントを得、ニース、チュニス、瑞西の中立破棄の際のテッシン獲得、戦費の前借、ローマ問題に關する佛墺の妥協的態度——其利する處頗る大である。而かも後述するが如く更に過大なる要求を出して遂に同盟交渉を失敗に歸するに至らしめし伊太利の貪慾外交は、後の獨墺伊三國同盟に於ける厚顔なる火事泥的外交と照し考へて、流石にマキアエリの出でし國かなと嘆せしめる。最後に、本同盟の主人公たる佛國の利益の少き事既に明かにして、伊太利よりの二十萬の援助以外に墺國より何等軍事的協約を得ない。但しポイストの要求せし、普佛戦時に於ける墺國の中

立宣言に關する明規の除かれしは、佛國の主張が勝利を占めしものと思はる。

四 三國同盟交渉の失敗

約半年に亙る交渉を経て漸く成立せし五月十日の三國同盟條約案は、伊太利の過大なる要求の爲に、長き苦心も空しく遂に失敗に歸するの止むなきに至つたのである。

伊太利のギメルカチは條約草案を携へて二十日夜バリを發し、Turin に在らせられしエマヌエル王と共にフロレンスに歸つた。勿論王自らとしては、既に之より先き四月始に勳章交換の爲に來りし墮國の將軍 Moring に對して、王が普國に對する攻撃の準備有る事を墮帝に告げしめ給ひし程なるが故に、伊太利にとりて頗る有利なる三國同盟に王が好意を有し給ひしは明かであつた。然るに同盟交渉に關して是迄伊太利閣僚に何等告げらるゝ處無かりし事は、同盟條約が大臣の副署を要求す

る以上、大なる困難が豫想さるべきであつた。特に内相 Ferrari が問題とされしやうである。併し二十九日バリに歸りしギメルカチは頗る樂觀的なる意見を述べ、「國王陛下は、遠からずして其閣僚をして希望せる條約の締結に賛せしめん事を名譽に掛けて約さん、とナポレオン帝に告ぐべく余に命じ給へり」と云ひ、諸閣僚の多數は既に條約に賛せる事を確めある故、二、三週間にて問題は凡て片附かんと告げしが、問題は然く單純ではなかつた。即ち、伊太利首相メナブレアは、閣僚をして三國同盟條約に賛せしめんが爲に Isonzo 河線の修正に關する條項が必要なりとし、議定書第七條に “ainsi que la rectification de la frontière actuelle du côté de l'Isonzo” なる字句を附加せん事を要求し、更に議定書第四條は之を、俗權に屬する問題の處理に公教議會の凡ゆる干渉せん事に三國は抗議すべき事を約す、と改めん事を主張したのであ

る(五月三十日附及び六月三日附ギッツムよりボ
イスト宛の書)。前者は埃國に關し、後者は佛國の
關するものなる事明かである。

然るに當時佛國の政界は五月末の選舉以來不安
の狀態を示せしかば、ギメルカチ及びニグラは此
交渉の最後の機を利用して、伊太利の加盟の代償
として佛軍のローマ撤兵を要求するに至つた。こ
れ重大なるローマ問題の最初の出現である。これ
勿論佛國の應じ得る處ならず、ラ・ヴレットは、ロ
ーマ法皇廳の獨立が保證さるゝに非れば佛國は撤
兵し得ずとして之に反對した。併し尙ほ交渉には
充分の希望有りしものゝ如く、ギッツムが任地ブ
リュクセルに歸らんとして六月六日ギメルカチを
訪れし時、同伯は、「相抱かん。昨日決定されし凡
てを承認し給へる素晴しき國王陛下の電報を余は
今受取れり。今や我等は約定せり。そは困難無か
りしに非ず。但しインゾンズを忘れ給はざらん事を

請ふ」とギッツムに語つた(六月七日附ギッツム
よりボイスト宛の書)。

伊太利が既に佛國の政界不安を利して佛國のロ
ーマ撤兵を要求し始めし事上述の如くなるが、之
に對するボイストの態度は六月九日附のメッテル
ニヒ宛の書に明かである。ラ・ヴレットの考へに依
れば、法皇を公教會議の不安の波の中に置かざら
んが爲に、佛軍のローマ撤兵を三箇月の後に行ひ
得るものとして、公教會議の期間が過度に延長せ
ざらん事に力むべきなりとせるが、ボイストは之
に反對して、公教會議は歷史上より、又性質上よ
り見て三箇月にて足らざる事明かにして、若し佛
軍にして三箇月後に撤兵する事有らんか、議會は
此佛國の行動を以て寧ろ彼等の審議に對する壓迫
と見なし、却つて騷擾を醸すべければ、佛國とし
ては其撤兵を寧ろ議會開催前に實行すべきなりと
して、伊太利の要求に寧ろ賛意を表したのであ

る。併し佛帝は此問題に對して例の如く不明瞭なる態度を示すに過ぎざりし事、六月十四日附のメツテルニヒよりポイスト宛の書に見ゆるが、十九日附の書に依れば、帝は既にローマ問題に關する凡ゆる約定を伊太利に對して拒絶せん事に決心した。

一方佛國の政界は頗る不安と成り、遂に六月八日より十三日に互るパリの擾亂を見るに至りしかば、塙國大使は此問題及び伊太利の新要求とに關して親しくヨゼフ帝及びポイストと打合せする爲に、六月末より七月十四日迄パリに在らざりしが、大使がTschlに出發せんとせし二十五日佛帝が、朕は此條約を既に調印せしものと認めんと大使に述べられし事は、帝が如何に塙國との同盟を切望せらるゝかを示すものである。大使の不在中、交渉は非ツツム一人之に當りしが、伊太利よりの新要求に關して告げらるゝ事無かりしは、彼のボ

イスト宛の諸報告書に此問題の殆んど見えざる事に因つて明かである。

此間伊太利に於ては、條約案が閣議に掛けられしものゝ如く、七月三日の夜非メルカチの祕書Ghislaが伊太利の新要求を示せる首相メナブレアの急信をパリに齎すに至つた。此伊太利の要求は、メツテルニヒが、パリに歸りし七月十四日附のポイスト宛の書に見ゆるが、之に依れば伊太利が其加盟に對して要求する條件は、

- 一、即刻且つ無條件なる佛軍のローマ撤兵
- 二、ローマ問題に對する無干渉の原則
- 三、同盟目的の明示

四、獨逸統一に對して何等反對を試みざるべき約定(オンケンの文書には此第四項を特にイタリツクにて記し、佛帝の對獨逸野心の間接的證左たらしめんむして居る)

當時の伊太利政府に於ける反佛親獨的傾向の存在は右の要求に於て明かなりと思はれる。第一、

二條の如きは特に佛帝の内政的立場を無視せるもの、皇帝は直ちに交渉決裂と認むる旨を答へしめらるゝに至り、事件は急轉直下險惡なる状態を示すに至つた。皇帝の態度強硬に驚きメナブレアは、

一般撤兵 (*evacuation en general*) の約定を除ける他の凡ての條件を撤回して立て續けに調印せん事を求め來りしも、佛帝は之を承認せず、半年餘に互る交渉が此處に一時全く停頓するに至りし事は、其後の墺國大使のポイスト宛の諸報告書が殆んど佛國政界の問題に關し、同盟交渉に就きて記す處無き事に因つて明かである。時宛かも佛國の政界は混亂し、六月二十八日より開かれし臨時「立法議會」 (*Corps législatif*) に於ては政府反對の聲盛んにして七月十七日に至り遂にルーエル辭職し、次いでラ・ブレット等の閣僚も行動を共にするに至つたのである。斯かる佛國政界の状態が三國同盟交渉の停頓に與つて力有りしは充分に推知し得べ

く、殊に伊太利の過大なる新要求が之を利して自國の加盟代價の値上を計らんとせし事火を見るよりも明かである。

其後佛帝は大患を得、漸く九月十日に至つてパリに歸り得し程にて、従つて同盟交渉は長く立消えとなつて居た。而かも新外相 *Talour d'Anvergne* が祕密條約の調印に反對の意を有せる事十月一日附のギツツムよりポイスト宛の書に見ゆる處である。併し帝としては、ローマ問題を何等かの形に於て、例へば墺國を頭主とせるカトリック諸國の友誼的警告に依つて公教議會の開催前にローマの撤兵を要求せしめ、以て佛帝の體面を保つて之を解決せんとすら希望した。即ち帝としては自發的にローマ撤兵を行ふ事は、佛國內の僧侶派の勢力に鑑みて到底不可能であつたのである。而かも伊國王は、少くとも佛軍のローマ撤兵が「最短期限」に行はるべき事を保證せられたしと要求し、若し

不承認ならば、拘束的なる義務を自ら負ふを得ずとした。

此間伊太利は、埃國を動かして佛國をして自己の要求を承認せしめんとし、平メルカチはキーンに至つてボイストと商議する處有り、ボイストに於てもメツテルニヒ及びピツツムをして佛國を説得せしめんとせしが無効であつた。

事情斯くの如くにして、大臣の副署を有せる正式條約の調印は佛伊の意見背致の爲に不可能なる事明かと成りしかば、三國君主の親書交換に依つて條約と同様なる效果を得んとの議がキーンより持上り、佛帝に於ても之に賛成した。其結果九月二十日に至つて賜暇旅行より歸りしメツテルニヒより佛帝に埃帝の親書を捧呈せしが、此頗る重要な書は未だ知られず、草案すらキーン文書館に無しと云ふ(オンケン、第三卷二三二頁註)。之に答へて佛帝は、九月二十四日附にて其書を埃帝に

贈つた。佛帝曰く、「若し萬一陛下の帝國が豫知し難き何等かの侵略に依りて脅かさるゝ時、朕は直ちに佛國の全兵力を陛下に獻げん事を躊躇せざるべし。又朕が陛下と豫め了解するに非れば、他國と如何なる交渉をも行はざらん事を陛下は確知し給ひ得べし。我等の伊太利國王との間に存せる協商を成文にて確定せん事は、避け得ざる不謹慎に因りて或る危険を朕が認むる事を陛下に申さん。此協商の單なる風聞すら、英普露三國の連鎖を固めし事を朕は既に認めたり」と。通常の儀禮的書簡と如何に甚しく異なるか、一見して明かである。此佛帝の書は埃帝ヨゼフに大なる好感を與へ、帝は *Flojos* をして佛帝に再び親書を贈らしめられしが、此書も現存せないと云はれる。一方伊太利國王も佛帝へ親書を送られしが(恐らく九月二十五日附)、これは埃佛兩帝間のその如く眞摯なるものに非ず、よしや三國同盟の概念を理論的に

承認せることなく (“Je ne puis donc qu'adhérer à l'idée d'une triple alliance entre la France, l'Autriche et l'Italie, dont l'union présentera une puissante barrière à d'injustes prétentions et contribuera ainsi à établir sur des bases plus solides la paix d'Europe”)、依然としてローマ問題を力説せる事だ、佛伊の一致不可能を豫想せしめた (“Je ne pourrai prendre un engagement formel à ce sujet avant que la Convention du 15 septembre 1864, relative aux États du Saint-Siège, n'ait de nouveau reçu, de part et d'autre, sa pleine et entière exécution” 上記の佛伊協約とは伊太利がローマ法皇廳の現在所領を攻撃せざるのみならず之を防禦するを約する代りに、佛國は法皇の軍隊が編成さるゝや其軍隊を撤回すべく、其最大期限を二箇年内とすべき事を規せしものである)。

オンケン は、以上 Monarchenbriefe の意義を論

じて、よしや伊太利に於てローマ問題の保留あるにせよ、三國は道德的に拘束されしものとすべく、殊にナポレオン帝が境國の好意を實際以上に過信し(十月始帝がハーヘルニズはれし語に “Ich betrachte unsere Verträge als moralisch unterzeichnet. Das Bündnis mit Österreich ist der Angelpunkt meiner Politik. Onken, Bd. I. S. 88) 此佛帝の過信こそ七〇年七月の普佛の危機に際して帝の決意に重大なる關係を有するものなりとして居るが、頗る注目し値すべき議論である。

其後十月二日に至り伊太利國王と佛皇后ユーージェニイとの會見がエニスに於て行はれ、其際王は皇后よりローマ問題に關して積極的なる口約を期待されしに、何等其事無く王は大に失望された。斯くて伊太利側に於ては、ローマ問題に關する佛國の態度の頗る強硬なるを知りて、大に讓歩的態度を示し來り、伊太利國王はギメルカチをして、

正式同盟の代りに單に三國の實質的利害の共通に關せる平和條約 (traité anodin pacifique épartant surtout de la solidarité des intérêts matériels des trois empires) を締結せん事を提議し、必要なる時には祕密議定書にて事に當らば可ならんとせし事、十月五日附のギッツムよりボイスト宛の書に見ゆ。併し佛外相ラトゥール・ドールニユも、上院議長と成つて尙ほ外交問題に大なる勢力を有せるルーエルも之に反對し、ボイスト自らも之に賛せず、遂に十月十九日附のギッツム宛の書に於て交渉を其儘放任するの止むなきを告ぐるに至れり (“Il ny a donc en résumé, pour le moment, qu'à laisser les choses au point où elles sont arrivées”) 佛外相も、佛墺間の親善は十二分なるも伊太利に關しては爲すべし事無し (“Les rapports intimes entre l'Autriche et la France ne laissent rien à désirer, et en ce qui concerne l'Italie il ny a rien à faire

pour le moment.”) との皮肉なる言を吐きし事、十月

二十九日附のギッツムよりボイスト宛の書に見ゆ。

然るに十一月半ばに於けるスエズ運河開通式に列席されしヨゼフ帝に隨伴せしボイストは、當時病氣中なりし伊國王をフロレンスに訪れしが、王は大に喜ばれ、若し墺帝にして望まれるれば五十萬の兵を帝の自由に委せんとの言を再び吐かれた。又王は既にボイストより三國同盟交渉に關して告げらるゝ處有りし墺公使 Kubeck に、佛國の Olivier (七〇年一月二日組閣) の言に依れば佛軍のローマ撤兵は數箇月以内に行はるべしとの事なれば、若し實行されるれば、喜んで祕密條約に調印せんと云はれしが、ローマ問題の解決は然く容易ではなかつた(十二月十八日附キェベックよりボイスト宛の書)。又ギッツムは敷日前ルーエルの口より、「吾人の問題は解決されたり。帝は二皇帝間の交換親書を余に示し給へり。同盟は締結されたり、此等

親書に因る約定は國際條約と同等の效力を有すべし。……伊太利に關しては吾人は平クトル・エマヌエル王を全く信頼し居れり、」との言を聞きし事、十二月十日附のギツツムよりボイスト宛の書に見ゆるが、ルーエルも亦所謂 *Monarchenbriefe* の實際的效果を如何に過大視し居りしかをよく示すものである。

其後同盟問題は自ら立消えと成り、約一箇年、若し佛埃の交渉をも算入すれば實に二年半以上の長きに亙りし、佛埃伊三國同盟の交渉は、種々な曲折を経、交渉當事者の大なる苦心有りしに係らず、何等成文條約を見る事無く、所謂 *Monarchenbriefe* の交換を見るに止つて、遂に失敗に歸するに至つたのである。

五 結 尾

一八六七年のルクセムブルグ問題以後七〇年の普埃戰役に至る間、一見さしたる問題存せざるが

如くであつた歐洲國際外交の裏面に於て、佛國を中心としてデリケートなる同盟交渉の行はれし事既に上述の如くなるが、今其失敗の原因を考察して、佛埃伊三國の特殊利害を見、以て本交渉の史的意義を明かにせんとする。

三國同盟交渉失敗の原因に二有り。第一は、佛埃兩國間に於ける意見の相違である。佛國は同盟の中心を獨逸問題に置かんとし、埃國は之に反して東方問題に重きを置く。又佛國が軍事的攻守同盟を主張せるに反し、埃國は外交的友誼條約を要求する。此事は前述の諸交渉に於て既に明かなる處なるが、斯のバリに於て成りし三月一日の條約が “*une alliance offensive et defensive*” なりしに埃國の反對に因つて五月十日の條約は “*un traité de paix d'alliance et d'amitié*” と成りし事、よく之を明示するものである。

以上の如き二個の相違點こそは、當時に於ける

佛奧兩國の國際的立場をよく表はせるものにて、

六六年の普奧戰役後俄然として優勢と成りし普國の政治的、軍事的勢力に對抗せんが爲に、佛帝ナポレオンとして將來避くべからざる獨逸問題の紛争に際し、奧國を其同盟國たらしめんとするものにて、其必要上同盟は必然軍事的性質のものたるべからず。反之奧國は既述せし如く、六六年の戰に因つて其國家的運命に大なる變化を生じ、東方問題こそが其關心の中心たるべきに至り、所謂“Ostreich”、即ち奧國成立の本來の運命を再び負ふに至りし以上、徒らに過去の獨逸に於ける霸權獲得の爲に佛國と結んで獨逸問題に干渉し、奧國內に於ける多數の獨逸人及びハンガリイ人の反感を高むるは、奧國政府として決して採らざる處である。而して東方に於て間近に軍事的紛争の生ずべき見込無き以上、奧國が佛國との同盟の中心を東方問題に置き、其性質を外交的、平和的たらし

めんと欲するは當然である。況んや奧國に於ては六六年の戰後の内治改革に急にして、戰爭的紛争を最も喜ばざるに於てをや。よしや兩國の妥協に依つて五月十日の草案成り、事實上に於ては伊太利の新要求に因つて交渉の不成立を見るに至りしとは云へ、上述の如き佛奧兩國の根本的見解の相異こそ、同盟不成立に於ける重大なる因子にして、若し斯かる事無くば伊太利の反對有りし時兩國のみの同盟が成立せざるべからざる譯である。ボイストが常に慎重に事を構へしは、佛奧兩國の國家的利害の相異に對する自覺と、ナポレオン三世の獨逸政策に對する不安と疑惑とに基くものと斷じ得る。されば、佛帝が奧帝との所謂 *Monarch-embriete* の實際的價値を頗る過大視せる事、上述よりして自ら結論し得る譯である。

交渉成立の第二の原因は、佛伊兩國間の利害の衝突である。兩國の交渉に就いては文書の不足の

爲に、其委細充分に明かにされざるが、兎に角ローマ問題が兩國の同盟を不可能ならしめし根因たる事明かである。伊太利が其統一を完成する爲に佛軍のローマ撤兵を切望するは當然にして、而かも國民主義の選手を以て自任せる佛帝として、其國內的關係より之を直ちに承認し得ざるは帝の最も苦痛とせし處であつた。此ローマ問題を中心とせる佛伊關係と、共に反カトリック的なる普伊の接近とを合せ考ふる時、ローマ問題が國際史上に於て重要な意義を有する事を知り得べきである。

尙ほ、同盟條約が各國大臣の副署を必要とせし事が、伊國閣僚をして、ローマ問題に關して何等明確なる約定を得る事無くして佛國と同盟を結ぶ事を躊躇せしめし重大なる原因なるは勿論である。

最後に、此同盟交渉の歴史的意義に對する考察は、問題の中心人物なる佛帝ナポレオン三世の本同盟に對する意圖奈邊に存せしかの考察となる。

併し、佛帝の外交に於ける明確なる意圖を探求する事は、近世政治史研究に於ける最も困難なる問題の一つとさるゝ處である。オンケンの説が如く、此の時帝の政策を以て、獨逸の統一防害、内政干渉の爲に“Positiver Eingriff”を豫想して墺伊兩國を其同盟國たらしめんとせし包圍政策（Enkreisungspolitik）なりと斷ずるは、餘りに極端なるも、亦佛國の史家の如く單にビスマルクの壓迫に對する防禦の爲と解するも不可なるが如くである。上述の如く、佛帝が可及的軍事同盟たらしめんとせし事は、交渉の經過に於て既に明かなる處であるが、其佛帝の望む軍事的性質なるものが、抑々奈邊の程度か、議論に依つては如何様とも成り得、事此處に至つては單なる文書研究を超ゆべき必要が存する。

兎に角吾人としては、本問題に三個の意義を認め得る。第一は、普墺戰役後に於て佛帝が、普國

に對する攻撃的か或は防禦的なるかは別として、同盟國を切望せし事である。帝が墺國との交渉の外に既に伊太利と交渉し居りし事實は之を證するものにて、六六年以後に於ける普佛の國際的威信の變遷より見て充分首肯し得る處である。(六六年以前の帝の同盟政策に關しては筆者紹介の「ナポレオン三世の外交政策」(歴史と地理參照)。第二に、普佛戰役の前年に於て、一億の人口を有し三百萬の兵力を有せる佛墺伊三國の間に將に同盟の成立せんとせし事實は、普佛戰役原因問題の考察に於て重大なる意義を有すべく、ビスマルクの佛國に對する挑發的外交なる從來の傳統的判斷は、大に訂正さるゝ必要が存する。「ビスマルクを以て、惡魔的技巧を有せる新マキアヱリなりとし、彼の周圍の人物を以て害無き、凡ゆる「鐵と血」を厭へる正直者なりとする程不合理なるは無し。實に其間彼ビスマルクは、ナポレオン、ボイスト及

びギクトル・エマヌエルに依りて包圍され居りしなり、」このオンケンの言葉は、言過激なれども吾人に教ふる處大である。即ち、吾人の云はんとするは、本同盟問題の存在は、佛帝の對普攻撃的意圖の存在を證するものではないが、兎に角普佛戰役に關するビスマルクに對する傳統的見方の訂正を必要とする點である。第三に、同盟交渉の殘りの產物たる所謂 *Monarchenbriefe* 特に佛墺兩帝間のそれが、佛帝其他をして墺國の好意を頗る過大視せしめ、これが普佛戰役勃發の際に於ける佛帝の判斷に強き錯覺を起さしめし事、即ち後の事實の證する處である。(四・八・二五)